## 記載例

(留学生、事業修習生等の届出)

## 租税条約に関する住民税の届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。

令和元年3月15日

## 三戸町長 殿

住民税の免除を受ける者	氏 名	張強		
	住所(居所)	三戸町大字梅内字桐萩1-1		
	生年月日	昭和63年4月 1日	国 籍	中華人民共和国
	入国年月日	平成30年7月24日	在留資格	技能実習1号口
	在留期間	平成30年 <b>8</b> 月 <b>1</b> 日 ~ 令和元年 <b>7</b> 月 <b>31</b> 日		
	入国前の住所	広東省深セン市福田区益田路合一合正住国南座 99 A		
在籍する学校、 訓練を受ける 事業所等	名称	三戸農場		
	所 在 地	三戸町大字在府小路町111番地		
租税条約の規定 に基づく所得税 の免除について	所得税については、日本国と <u>中華人民共和国</u> との間の租税条約			
	第 <u>20</u> 条第 <u>1</u> 項により、租税条約に関する届出書を <u>平成30</u> 年 <u>8</u> 月 <u>3</u> 日 に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称	三戸農場		
	支払者所在地	三戸町大字在府小路町111番地		
	契 約 期 間	平成30年 7月25日 ~ 令和2年 7月24日		
	所得の種類	賃金	支払金額	月額150,000円
	支払方法	口座振込	支払期日	毎月10日
	70 12.			

## 添付書類

- ・租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)
- ※ 本届出書は、租税条約の対象期間中の所得について、毎年3月20日までに提出が必要です。